

氏 名	なか い みのる 中 井 稔
学位(専攻分野)	博 士 (経 済 学)
学位記番号	論 経 博 第 334 号
学位授与の日付	平 成 19 年 5 月 23 日
学位授与の要件	学 位 規 則 第 4 条 第 2 項 該 当
学位論文題目	銀 行 経 営 と 貸 倒 償 却

論文調査委員 (主査) 教授 吉田和男 教授 徳賀芳弘 准教授 曳野 孝

論 文 内 容 の 要 旨

金銭債権の貸倒れは、金融機関の貸付業務に内在している与信リスクの顕在化であり、銀行経営が破綻しているのは主に貸倒れによる資本勘定の枯渇に起因している。具体的に金銭債権が回収不能に陥り貸倒れが発生すると当該債権を帳簿から除外し損失に計上することになり、これは確立した会計慣行であるが、特段、企業会計に定義されている訳ではなく商法・法人税法にも直接的な明文規定が存しない。我が国では法人税法上の解釈通達が逆基準として作用しているのが実情であるが、しかし通達は単なる例示であって、これを過度に重視することは妥当とはいえないのであり、そこで企業会計上の公準や慣行との関係を見る必要があると考えられる。本論文は、平成16年12月24日最高裁判決にいたるいわゆる興銀事件を具体的事例としながら、この貸し倒れ、あるいは不良債権をめぐる銀行経営の課題を税法、商法、税務会計の立場から論述することによって、体系的な貸倒償却の理論を構築することを目指している。

第1章では、貸倒れの予防行為というべき資産区分の在り方と貸倒引当金の問題に焦点を当て、「金融商品に係る会計基準」の改善すべき方向性とこれに連動している貸倒引当金の繰入基準の構築について「米国の基準」を援用して言及している。併せて法人税法上の判定基準と企業会計上の処理との調整が不可欠であることを詳らかにしている。

第2章では、貸倒引当金の繰入と貸倒損失の計上について基本的な考え方を検証し、主に判例に表れた課税上の諸判定に触れた上で逆基準として作用している法人税通達の限界について解析して同通達の抜本的改訂の必要性を提唱している。また、貸倒れは元利払いの延滞など外形事実を重視すべきであり、債務者の弁済資力はリクイデーション・パリュウで測定すべきこと、セーフティネットとして設けられた税効果会計が十分に機能しなかったこと等について明らかにしている。

第3章では、法人税法の別段の定めである寄附金規定を援用し貸倒れ判定における指針となすべき旨を説くものであり、寄附金規定は事業関連性・対価性を規範として法人の出損について損金算入ないし寄附金算入の是非を峻別しているもので、本論における貸倒れ判定の基底をなすが、同時に寄附金の趣旨は経済的利益の無償供与額を分別して損金と区分しているものであるから、部分貸倒れを排除しているものではなく、且つ最終的な評価は債権者の社会通念を規範とすべきことを詳らかにしている。

第4章では、事実認定の在り方について国税不服審判所の審査機能と興銀事件の平成9年10月27日裁決を事例として取り上げて解析し併せて民事訴訟における数値測定の不備について触れ会計上の認識と測定的重要性を指摘して、金融機関にとって税務上の諸問題の早期解決に資すべく、欧米と比べ遅れている代替的紛争解決手段としての審判所機能について言及し提言している。

第1章から第4章までのまとめである第5章では、前段で金銭債権の貸倒れをめぐる一般論を総括し、特に金融機関の貸付金の貸倒れと一般事業法人の売掛金の貸倒れに関して要点について触れ、後段では興銀事件における第一審・控訴審・最高裁判決の論旨に言及していると共に複数の債権者が存し各々の利害が対立している場合の貸倒れの判定について検討している。その過程において法人税法33条2項を援用した金銭債権の評価損禁止と貸倒れの判定とは何等脈絡がないこと、貸倒

れの要件として債務免除を求めることは過酷であり且つ違憲性を孕んでいること、残余財産の配当による回収可能性を指摘していることは社会通念に反していること等を詳らかにしている。さらに興銀事件の判決は貸付業務を主業としている金融機関に関してのものであり、この規範性は限定的であり、また倒産法の理念が貸倒れの判定に積極的に援用されるべき旨を明らかにしている。

第6章では、興銀事件の論点のうち条件付債務免除に関しての判例評釈を取り上げ会計上・税務上の諸問題について触れる、また本事案は国会審議の対象となるなど異例の展開を辿ったのであるが、今後の銀行経営にとって類似の事例に遭遇した場合の参考とすべき点について抽出し論述している。

第7章では、興銀事件では期を跨いで増額更正と減額更正が行われたが、この件と国税通則法70条・71条との関係について言及し、このような企業会計と法人税法との間の歪みは法人税法81条にて調整されるべきであり、この「課税の年度通算」の機能は財政難を理由に平成4年から一時停止しているが、シャップ勧告以来の本来の機能が再開すべきであることを明らかにしている。そして我が国の金融機関が国際市場でハンデキャップを負うことを回避すべく金融当局による償却証明の復活が急務であることを強調している。

第8章では興銀事件の背景というべき平成8年3月期財務決算における不良債権の償却と株式含み益の顕現について触れ、この問題を巡る国税当局の立論との対比において債権償却のタイミングとBIS規制に拘束される銀行決算の在り方に言及している。

終章では、銀行経営と債権貸倒れを巡る考察について著者の見解を第1節から第9節に区分して結論を述べる。すなわち、興銀事件について、最高裁で破棄された高裁判決が従前の諸判例や従来からの考え方に沿っているとの見方や金融機関に安易に貸倒れを認めることはモラル・ハザードを引き起こすとの見方については、これらが適切とはいえず、要は社会通念の範囲内で解決すべきである旨を言及している。

論文審査の結果の要旨

本論文の成果として特筆すべきは、社会的にも近年注目されてきたいわゆる「不良債権」の諸問題を一般的な研究対象として、具体的には金銭債権の貸倒れの処理をめぐるいわゆる「興銀事件」とその最高裁における判決に至る過程について、その全プロセスに銀行側から実務責任者として係争に直接関与した著者が、その個人的な経験を昇華して、体系的な研究として上程したことである。同様の歴史的経験をした実務家は数多く存在するが、その経験を客観化して世に問うことが出来た例は極めて少ない。著者は、銀行業務に携わることによって蓄積した実務知識に加えて、税法、商法、税務会計等の関連分野の諸研究を網羅的に読破し、さらにはアメリカを中心とする諸経済における事例を丹念に検証して、それらの多方面にわたる考察成果を吸収することによって、実務と研究の統合を成し遂げたことは賞賛に値する。

言うまでもなく、銀行経営において貸倒償却は、事業会社の減価償却に比肩している重要問題であり、論理の深耕と応用可能な施策の構築が不可欠である分野ではあるが、従来からの貸倒れ判定では事実認定が重視され、よって殆ど「白か黒か」の極論に収斂していた本論文は、このような姿勢が、無価値部分の金額測定に関する研鑽を等閑している事態を招いたことを指摘して、むしろ寄附金規定を援用する方法を用いることによって、債権の無価値部分と回収可能部分の具体的な分別を行うことが重要であり、同時に企業の清算価値算定について工夫を提唱することによって、実務レベルでの援用可能な知識体系を提示する方向を明示している。すなわち、これまでのような抽象的なリスク管理の理念に終始していることなく、経営資源を積極的に投入して独自のリスク測定の具体的方策を開発しうることを説得的に提案できたことは多大な貢献である。

このような高い評価に値する一方で、本論文の問題点と今後の研究課題として、以下の3点が指摘される。

まず、論文全体にかかわる問題として、著者は、貸倒償却の諸問題の処理について、金融機関自身だけではなく、国税庁、金融当局が採用してきた姿勢、判断についても、ほぼ全面的に批判的な検討を行っており、特に政府当局側には厳しい評価が目立っている。著者が銀行を代表して、興銀事件の処理に当たった事由を考えると、ある意味では当然ではあるが、今後の貸倒償却に関する統一的な施策の構築を目指す著者としては、銀行経営と金融当局の両者に説得的な、より客観化された議論の展開が求められる。

関連する第2点として、本論文では、確かにリスク管理とリスク測定の具体的方策を開発する必要性が説得的に論じられているが、必ずしも具体的な方策が応用可能な形で提示されているわけではない。著者が強調するように、銀行経営の立場からは、金銭債権の貸倒れは与信リスクの顕在化であり、事後的に貸し倒れ処理の諸策を模索すると同時に、事前のリスク測定を体系化する方向が経営にとっては、より重要な視点と考えられる。この点での示唆は本論文の随所に見られる一方で、本格的な考察が今後に残されたままになっていることは、本論文の最大の課題である。

第3点として、本論文は、貸倒償却、とくに資産区分と貸倒れ引当金に関して、法人税法上の判定基準と企業会計上の処理との調整が不可欠であることを説得的に議論するが、その調整に関して米国基準あるいはBIS規制が果たすモデルとしての積極的な役割を評価している。同時に、本論文では「債権者の社会通念」を基準としての会計処理とその認知が繰り返し説かれている。この両者の関係は、理論的にも、現実にも微妙であり、本論文では必ずしも全面的に展開されていない。これらの統合の問題が、今後の課題となると思われる。

以上の課題は、本論文の今後の発展可能性を示唆するものであり、本論文の多大な成果を損なうものでは一切ない。平成19年3月19日、論文内容とそれに関連した試問を行った結果、本論文は博士（経済学）学位論文として価値あるものと認め、合格とした。